

所管課		市民協働室														
施策の大綱	まちづくりの目標(章)		施策分野(節)		施 策											
	第5章 自律協働都市		01 協働		02 市民の主体的な活動を支援する											
事業：市民公益活動支援施設管理運営事業													整理番号	1210		
目的	市民公益活動に関する情報提供、人材の育成、相談及び助言などの様々な機能を通じて、市民公益活動の立ち上げなどを支援するとともに、市民公益活動団体や市民・自治会・企業・行政などをつなぎ、交流や協働を促進する施設として、平成19年11月29日に共用を開始された市民公益活動支援センター(るーぷらざ)の管理運営を行う。															
目標	市民公益活動支援センターの管理運営を通じて、市民公益活動支援、協働促進に関する情報の収集提供、並びに学習機会の提供による人材育成、また様々な組織間のネットワークの促進を支援するとともに、市民公益活動に関する相談、助言、コーディネートを行うことで、市民公益活動が活性化し、協働の促進が図られている。															
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		11,445		コスト情報・評価	総コスト(千円)		14,619		総合評価 B	妥当性		A			
	財源内訳	一般財源		11,157		内訳	事業費		11,445		効率性		A			
		国府支出金		0			人件費		3,174		有効性		B			
		地方債		0			公債費		0		市民公益活動は、毎年広がり発展していることから、継続・充実が必要であるため。					
		その他特定財源		288			一人あたり(円)		130							
						世帯あたり(円)		310								
貢献度	施策に対する事業貢献度		A		根拠	市民公益活動をハード・ソフト両面で基盤から支え、市民の主体的な活動を支援したため。										
今後の方向性	・市民公益活動団体紹介冊子の改訂等により、情報の整理・充実を図る。 ・スタッフに対する研修の充実や、新たな担い手となる人材の発掘等を行う。 ・市の施策である補助金や協働事業の活用促進や、市が認証事務を務めるNPO法人の支援を行う。															

事業 優先順位		1	細事業:市民公益活動支援センター管理運営事業				整理 番号		01		
目 的		市民公益活動に関する情報提供、人材の育成、相談及び助言などの様々な機能を通じて、市民公益活動の立ち上げなどを支援するとともに、市民公益活動団体や市民・自治会・企業・行政などをつなぎ、交流や協働を促進する施設として、市民公益活動支援センター(るーぷらざ)の管理運営を行う。									
目 標		市民公益活動支援センターの管理運営を通じて、市民公益活動支援、協働促進に関する情報の収集提供、並びに学習機会の提供による人材育成、また様々な組織間のネットワークの促進を支援するとともに、市民公益活動に関する相談、助言、コーディネートを行うことで、市民公益活動が活性化し、協働の促進が図られている。									
事業 実施主体		指定管理	事業開始 年 度	平成19年度	根拠 法令	市立市民公益活動支援センター条例					
事業費・財源				平成24年度	比 較	コスト 情報・従事 職員数 参 考			平成24年度	比 較	
	事業費(決算額)(千円)			11,445			総コスト(千円)			14,619	
	財 源 内 訳	一般財源		11,157			内 訳	事業費		11,445	
		国府支出金		0				人件費		3,174	
		地方債		0				公債費		0	
		センター施設使用料		237				一人あたり(円)		130	
		自動販売機電気代		51			世帯あたり(円)		310		
				0			職員数(人)		0.40		
								再任用職員数(人)		0.00	
今 後 の 方 向 性		・市民公益活動団体紹介冊子の改訂等により、情報の整理・充実を図る。 ・スタッフに対する研修の充実や、新たな担い手となる人材の発掘等を行う。 ・市の施策である補助金や協働事業の活用促進や、市が認証事務を務めるNPO法人の支援を行う。									
評 価	妥当性	効率性	有効性	対 象 者	市民、公益活動団体、事業者、行政など						
	A	A	B								

事業：市民公益活動支援施設管理運営事業

1. 事業の概要

市民公益活動の活性化や協働の促進を総合的に進める拠点とすべく、市民公益活動支援センターについて「特定非営利活動法人かわちながの市民公益活動推進委員会」を指定管理者に指定し、ハード・ソフトの両面で適正な管理運営に努めた。

細事業：市民公益活動支援センター管理運営事業

1. 市民公益活動支援センター管理運営業務（ハード面）

市民公益活動支援センターの施設、附属設備、器具備品等の提供に関する業務、施設の利用促進に関する業務等を行った。

2. 市民公益活動活性化事業（ソフト面）

市民公益活動に対する社会的理解の醸成や参加の機会づくりのための啓発活動、市民公益活動に関する人材の育成やネットワークづくり、各種相談やコーディネート機能の充実など、市民公益活動のさらなる活性化を図ることを目的とした各種事業を実施した。

(1) 情報の収集・提供に関する事業

ボランティア・市民活動紹介冊子の作成、支援センター情報誌の発行、ＨＰの管理運営等情報の収集・提供に努めた。

(2) 学習機会の提供に関する事業

ボランティア活動入門講座やボランティア活動体験・見学プログラムなどを実施して市民をはじめ、ボランティア活動に繋がる機会を提供した。



(3) 交流促進に関する事業

ボランティア・市民活動フェスティバルを開催するなど、市民と団体の交流を促すだけでなく団体と団体の交流を深める事業を実施した。



(4) 相談・コーディネートに関する事業

ボランティアアドバイザー養成講座を実施するなど、相談・コーディネートの人材育成の強化に努めた。

(5) その他の事業

河内長野市の施策である協働事業提案制度や市民公益活動支援補助金の活用協力する。また、東日本大震災の支援事業として、該当募金活動をはじめ、裂き編みマットづくりを行い、市やボランティアと一緒に５月に大槌町を訪問し、安らぎを届けた。